

砂川市訓令第38号

令和6年7月24日

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、高温・少雨により、ため池が渇水することで施設園芸作物の収量の減少及び品質低下が発生するのを防止するため、ため池の造成、整備等を行う施設園芸農業者（以下「農業者」という。）に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる農業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する農地において、自ら農業を営む農業者
  - ア 砂川市内（以下「市内」という。）の北海幹線用水路又は河川の水利（以下「水利」という。）の対象地域外にある農地
  - イ 水利の対象地域内にある農地のうち、当該用水施設等の未整備により農業用水を利用できないもの
- (2) 市内に住所を有する農業者であって、前号に掲げる農地でため池を利用しているもの
- (3) 市税に滞納がない農業者

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が農業用水を確保するために使用するため池に係る次に掲げる経費とする。

- (1) ため池を造成する経費（50万円以上の経費に限る。）
- (2) ため池の規模拡大又は機能向上につながる整備を行う経費（50万円以上の経費に限る。）
- (3) ため池の渇水時に農業用水を運搬する経費

### (補助金額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) ため池を造成する場合 前条第1号の経費の10分の3以内とし、その限度額は100万円とする。
- (2) ため池の規模拡大又は機能向上につながる整備を行う場合 前条第2号の経費の10分の3以内とし、その限度額は100万円とする。
- (3) ため池の渇水時に農業用水を運搬する場合 前条第3号の経費の10分の5以内とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

### (完了実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、砂川市施設園芸渇水対策支援補助金対象事業完了実績報告書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、完了実績報告及び現地検査においてその内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付額確定通知書(別記第4号様式)により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を通知したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

申請者  
住所  
氏名

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 補助金の額 | 円   |
| 2 | 事業費総額 | 円   |
| 3 | 事業期間  | 年 月 日 ～ 年 月 日   |
| 4 | 添付書類  | <ul style="list-style-type: none"><li>・見積書</li><li>・工事内容（ため池を造成又は整備する場合）</li><li>・ため池の位置図</li><li>・納税証明書又は納税確認書</li><li>・その他市長が必要と認めた書類</li></ul> |

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった砂川市施設園芸渇水対策支援補助金について、下記のとおり決定したので、砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交 付	補助金交付額 円
2 不 交 付	理由

別記第3号様式（第7条関係）

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金対象事業完了実績報告書

年 月 日

砂川市長 様

申請者  
住所  
氏名

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、事業が完了したので関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業着手年月日 年 月 日
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 補助金精算額 円
- 4 添付書類
  - ・写真
  - ・領収書の写し
  - ・その他市長が必要と認めた書類

様

砂川市長

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付額確定通知書

砂川市施設園芸渇水対策支援補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 補助金額 円
- 3 補助金交付決定通知の番号及び年月日 第 号 年 月 日